

感染症曝露・罹患に係わる職員の就業制限について

2021.10

感染症名	本人に発症した場合の就業制限	同居者に発生した場合の感受性者の就業制限 (定められた期間内に緊急曝露後ワクチンを接種した場合は除く)	潜伏期間
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで(通常喀痰塗抹検査で3回の陰性確認)	原則として、曝露あるいは感染例における就業制限はない。	
インフルエンザ	発症から5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで	可能なら曝露後48時間の就業制限が望ましいが不可能な場合は、サージカルマスク着用にて可能な限り患者との接触を避ける。	1～4日(平均2日)
麻疹	発疹出現4日後まで	初回曝露より5日目～最終曝露後21日目までの就業制限。状況により所属長が最終判断する。	8～12日(平均14日)
水痘	病変が痂皮化するまで	初回曝露より8日目～最終曝露後21日目までの就業制限。状況により所属長が最終判断する。	10～21日(通常14～16日)
風疹	発疹出現7日後まで	初回曝露より5日目～最終曝露後21日目までの就業制限が望ましいが、不可能な場合は、サージカルマスクを着用し、患者と接触しない業務に従事する	14～23日(通常16～18日)
流行性耳下腺炎	耳下腺腫脹5日後まで	初回曝露より10日目～最終曝露後26日目までの就業制限が望ましいが、不可能な場合は、サージカルマスクを着用し、患者と接触しない業務に従事する	12～25日(通常16～18日)
感染性胃腸炎(ノロウイルス)	下痢便消失2日後まで	入念に流水手洗いを励行し、下痢、嘔吐などの症状出現すれば直ちに就業制限。	12～48時間
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、かつ抗菌薬治療終了後48時間をあけて連続2回の検便で菌陰性を確認するまで	入念に手指消毒を励行し、下痢、嘔吐などの症状出現すれば直ちに就業制限。	3～4日
百日咳	適切な治療開始5日後まで	原則曝露者に対する就業制限はないが、最大潜伏期間を経過するまでサージカルマスクを着用し、症状出現に注意する。	5～21日(通常7～10日)
マイコプラズマ	発熱と激しい咳の急性期は就業制限が望ましい。罹病期間中はサージカルマスクを装着する。	原則曝露者に対する就業制限はないが、最大潜伏期間を経過するまでサージカルマスクを着用し、症状出現に注意する。	1～4週間(通常2～3週間)
手足口病	サージカルマスク着用、排泄後の手洗いを励行にて原則就業制限はない。	原則曝露者に対する就業制限はない。潜伏期間後の症状出現に注意する。	3～6日
带状疱疹	播種性、免疫不全者、患部がガーゼ等のドレッシング剤で覆えない場合は罹患期間中。免疫不全がなく病変部を覆える限局性ものは原則就業制限はない。	原則曝露者に対する就業制限はない。潜伏期間後の症状出現に注意する。	10～21日(通常14～16日)
流行性角結膜炎	眼科医により感染の恐れがないと認められるまで(通常7～14日間)	原則曝露者に対する就業制限はない。潜伏期間後の症状出現に注意する。	1～2週間
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始24時間後まで	原則曝露者に対する就業制限はない。潜伏期間後の症状出現に注意する。	
伝染性単核症	症状のある期間はサージカルマスク着用	原則曝露者に対する就業制限はない。潜伏期間後の症状出現に注意する。	3～6日